

奈良県告示第四百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大和
高原南部土地改良区の役員が次のとおり就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和七年七月十一日

奈良県知事 山下 真

就任役員の役名、氏名及び住所

理事 奥田 政次 宇陀市大宇陀野依二〇三